



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 北越紀州製紙株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 岸本哲夫
(コード番号：3865 東証 1 部)
問合せ先 総務部長 金川 貴宣
電 話 03-3245-4500

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 177 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲の変更に伴い、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役についても、責任限定契約の締結を可能とし、その期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款の一部変更を行うものであります。なお、現行定款第 31 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 (抜粋)	変更案
<p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に善意かつ重大な過失がなかった時、同法第423条第1項の賠償責任を限定するための契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に善意かつ重大な過失がなかった時、同法第423条第1項の賠償責任を限定するための契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会予定日 平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上